

・対象事業場について

水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する指定地域内の事業場のうち、平均排水量が50m³/日以上^{※1}の事業場

・時期区分について(※1)

Cco：昭和55年6月30日以前に設置の場合

Cci：昭和55年7月1日以降、平成3年6月30日以前に設置の場合

Ccj：平成3年7月1日以降に設置の場合

◎環境省設定 基準値幅の変更点 (COD、伊勢湾)

整理番号	業種その他の区分	Ccの区分 ※1	第8次における C値の幅		第9次における C値の幅	
			下限	上限	下限	上限
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	Cco	30	50	30	50
		Cci	30	50	30	50
		Ccj	30	50	30	50
	備考(1) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものにあつては	Cco	40	50	40	50
		Cci	30	45	30	45
		Ccj	30	45	30	40
	備考(2) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであつて、昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては	Cco	40	50	40	50
		Cci	40	50	40	50
		Ccj	30	40	30	40
	備考(3) 第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cco	10	40	10	40
		Cci	10	40	10	40
		Ccj	10	40	10	40
	備考(4) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては	Cco	30	30	30	30
		Cci	30	30	30	30
		Ccj	30	30	30	30
備考(5) (4)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cco	10	25	10	25	
	Cci	10	25	10	25	
	Ccj	10	25	10	25	

◎岐阜県設定 基準値 (COD)

整理番号	業種その他の区分	Ccの区分 ※1	第8次 総量規制 基準値	第9次 総量規制 基準値(案)
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。）	Cco	35	35
		Cci	30	30
		Ccj	30	30
	備考(1) 昭和62年6月30日以前に設置したし尿浄化槽にあつては	Cco	40	40
		Cci	40	40
		Ccj	30	30
	備考(2) 第2欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cco	30	30
		Cci	30	30
		Ccj	30	30
	備考(3) 平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽にあつては	Cco	30	30
		Cci	30	30
		Ccj	30	30
備考(4) 備考(3)のうち建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cco	20	20	
	Cci	20	20	
	Ccj	20	20	